平成２２年（フ）第２８４号
神奈川県座間市東原４丁目11番63号
債務者　藤木美代子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３９８号
相模原市中央区相模原８丁目９番５号　ブリックメゾン１号館103
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６８号
東京都府中市新町２丁目49番地の１プリムラハイツ105
債務者　宮澤　政祐
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２０号
東京都青梅市日向和田１丁目217番地の３
債務者　光島　史朗
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１３号
静岡県浜松市東区中田町19番地の２　サンライズ202
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
島根県益田市東町22番13号
債務者　石田千賀子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４２７号
静岡市清水区駒越東町１番16号、旧住所静岡市清水区押切1647番地　ラフォーレ生子101
債務者　三浦　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３３号
静岡市清水区楠新田28番地の１　モンレーブ北草薙512
債務者　霜山　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４９号
静岡県藤枝市岡部町子持坂457番地の５
債務者　大須賀祥訓
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９２号
東京都昭島市朝日町５丁目３番27号
債務者　二元　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８９４号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西24―401
債務者　東川　利男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４８号
東京都町田市つくし野１丁目28番地８
債務者　浅野　康子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５２号
東京都小金井市前原町３丁目３番28号
債務者　小牧　悦江
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３１号
静岡市清水区春日１丁目８番１号、旧住所静岡市清水区村松原２丁目８番16号
債務者　落合　博子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９号
静岡県富士宮市万野原新田3063番地の26エクセブルームⅡ107、前住所大阪府堺市南区槇塚台２丁30番16号
債務者　大谷　智子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後４時
静岡地方裁判所富士支部